

介護サービス事業者 自主点検表

居宅介護支援

介護保険事業所番号

事業所の名称

〒

事業所の所在地

電話番号

事業者の名称

事業者の代表者職・氏名

管理者名

記入者名

記入年月日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで、町では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 点検に係る留意事項

- (1) 少なくとも年に1回は実施してください。また、運営指導の際には、他の関係書類とともに最新のものの写しを町へ提出してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後5年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
なお、「いいえ」の場合は、その理由又は原因と、改善に向けた取組みについても枠内に記載してください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

「法」	介護保険法(平成9年法律第123号)
「施行令」	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
「施行規則」	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
「条例」	上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例(平成30年3月14日条例第18号)

介護サービス事業者自主点検表 目次

第1	基 本 方 針	1
第2	人 員 に 関 す る 基 準	1
第3	運 営 に 関 す る 基 準	2
第4	変 更 の 届 出 等	19

自主点検シート(居宅介護支援)			
点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第1 基本方針			
1 基本方針	① 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われていますか。	はい ・ いいえ	条例第2条第1項
	② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。	はい ・ いいえ	条例第2条第2項
	③ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業を行う者若しくは地域密着型サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われていますか。	はい ・ いいえ	条例第2条第3項
	④ 事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第2条第4項
	⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第2条第5項
	⑥ 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第2条第6項
第2 人員に関する基準			
1 介護支援専門員	① 指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置いていますか。	はい ・ いいえ	条例第4条第1項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
1 介護支援専門員	② ①の員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、指定介護予防支援を行う場合にあっては、指定居宅介護支援の利用者の数に指定介護予防支援の利用者の数に三分の一を乗じた数を加えた数。）が44又はその端数を増すごとに1となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第4条第2項
	③ 公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における①の員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第4条第3項
2 管理者	① 指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いていますか。	はい ・ いいえ	条例第5条第1項
	② ①の管理者は、主任介護支援専門員ですか。	はい ・ いいえ	条例第5条第2項
	③ ①の管理者は、専らその職務に従事していますか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ※ ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合であつて、その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合 </div>	はい ・ いいえ	条例第5条第3項
第3 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第6条第1項
	② 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が条例第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第6条第2項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
1 内容及び手続の説明及び同意	③ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 6 条第 3 項
	④ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 6 条第 4 項
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでいませんか。	はい ・ いいえ	条例第 7 条
3 サービス提供困難時の対応	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 8 条
4 受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。	はい ・ いいえ	条例第 9 条
5 要介護認定の申請に係る援助	① 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 10 条第 1 項
	② 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 10 条第 2 項
	③ 利用者の要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 10 条第 3 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
6 身分を証する書類の携行	介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	はい ・ いいえ	条例第 11 条
7 利用料等の受領	① 指定居宅介護支援(法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第 46 条第 2 項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。))と、居宅介護サービス計画費の額との間に不合理な差額が生じないようにしていますか。	はい ・ いいえ	条例第 12 条第 1 項
	② ①の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けていますか。	はい ・ いいえ	条例第 12 条第 2 項
	③ ②の費用を伴う指定居宅介護支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第 12 条第 3 項
8 保険給付の請求のための証明書の交付	提供した指定居宅介護支援について条例第 12 条第 1 項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はい ・ いいえ	条例第 13 条
9 指定居宅介護支援の基本取扱方針	① 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。	はい ・ いいえ	条例第 14 条第 1 項
	② 自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 14 条第 2 項
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	① 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 1 号
	② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 2 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	②-2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 2 号の 2
	②-3 ②-2 の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 2 号の 3
	③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 3 号
	④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 4 号
	⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供していますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 5 号
	⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 6 号
	⑦ 介護支援専門員は、⑥の解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うとともに、面接の趣旨を利用者及びその家族に十分に説明し、理解を得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 7 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>⑧ 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討していますか。</p> <p>利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p> <p>はい ・ いいえ</p>	<p>条例第 15 条第 1 項第 8 号</p>
	<p>⑨ 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものであること。</p> </div>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>条例第 15 条第 1 項第 9 号</p>
	<p>⑩ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>条例第 15 条第 1 項第 10 号</p>
	<p>⑪ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>条例第 15 条第 1 項第 11 号</p>
	<p>⑫ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めていますか。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>条例第 15 条第 1 項第 12 号</p>

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>⑬-1 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 13 号
	<p>⑬-2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供していますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 13 号の 2
	<p>⑭ 介護支援専門員は、⑬-1 の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行っていますか。</p> <p>イ 少なくとも 1 月に 1 回、利用者に面接すること。</p> <p>ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</p> <p>(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</p> <p>(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <p>(i) 利用者の心身の状況が安定していること。</p> <p>(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</p> <p>(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</p> </div> <p>ハ 少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。</p>	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 14 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>⑮ 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合</p> <p>ロ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものであること。</p> </div>	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 15 号
	⑯ ⑬-1 の居宅サービス計画の変更については、③~⑫を準用していますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 16 号
	⑰ 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院、入所又は入居を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 17 号
	⑱ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院、退所又は退居しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 18 号
	⑲-1 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 の規定により厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号の規定により厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出ていますか。	はい ・ いいえ ・ 該当なし	条例第 15 条第 1 項第 19 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>⑲-2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「サービス費」という。）の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、町からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出ていますか。</p>	はい ・ いいえ ・ 該当なし	条例第 15 条第 1 項第 19 号の 2
	<p>⑳ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 20 号
	<p>㉑ ㉑の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 21 号
	<p>㉒ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っていますか。</p> <p>医療サービス以外の居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行っていますか。</p>	はい ・ いいえ はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 22 号
	<p>㉓ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 23 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	⑳ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 24 号
	㉑ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 25 号
	㉒ 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見又は法第 37 条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者又はその家族にその趣旨(同条第 1 項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 26 号
	㉓ 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 27 号
	㉔ 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるようにしていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 28 号
	㉕ 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から、同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項第 29 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
11 法定代理受領サービスに係る報告	<p>① 毎月、町(法第 41 条第 10 項の規定により同条第 9 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第 41 条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス及び法 42 条の 2 第 6 項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 16 条第 1 項
	<p>② 居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、町(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出していますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 16 条第 2 項
12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	<p>利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 17 条
13 利用者に関する市町村への通知	<p>指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき 	はい ・ いいえ	条例第 18 条
14 管理者の責務	<p>① 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 19 条第 1 項
	<p>② 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該事業所の従業者に条例第 3 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当していますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 19 条第 2 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
15 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定め、これを事業所の従業者及び利用者に周知していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務内容 三 営業日及び営業時間 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 虐待の防止のための措置に関する事項 七 その他事業の運営に関する重要事項 	はい ・ いいえ	条例第 20 条
16 勤務体制の確保等	① 利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 21 条第 1 項
	② 事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させていますか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ※ ただし、指定居宅介護支援の補助の業務については、この限りでない。 </div>	はい ・ いいえ	条例第 21 条第 2 項
	③ 介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	はい ・ いいえ	条例第 21 条第 3 項
	④ 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 21 条第 4 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
17 業務継続計画の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 21 条の 2 第 1 項
	② 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 21 条の 2 第 2 項
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 21 条の 2 第 3 項
18 設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	はい ・ いいえ	条例第 22 条
19 従業員の健康管理	従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 23 条
20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	① 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 23 条の 2 第 1 号
	② 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	はい ・ いいえ	条例第 23 条の 2 第 2 号
	③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 23 条の 2 第 3 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
21 掲示	<p>① 指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <div data-bbox="392 423 971 564" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 当該重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。</p> </div>	はい ・ いいえ	<p>条例第 24 条第 1 項</p> <p>条例第 24 条第 2 項</p>
	<p>② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。</p> <div data-bbox="392 741 971 808" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 令和 7 年 4 月 1 日から義務付け、それまでは努力義務</p> </div>	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 3 項
22 秘密保持	<p>① 事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしていませんか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 25 条第 1 項
	<p>② 事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じていますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 25 条第 2 項
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p>	はい ・ いいえ	条例第 25 条第 3 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
22 秘密保持	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと</p> <p>イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表を行うこと</p> <p>ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること</p> <p>エ あらかじめ、本人の同意を得なければ、第3者に個人データを提供してはならないこと</p> <p>オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと</p> <p>カ 適切かつ迅速な苦情の処理に努め、そのための体制整備に努めること</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より</p> <p>本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護従事者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。</p> </div>	はい ・ いいえ	<p>個人情報の保護に関する法律</p> <p>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス</p>
23 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	はい ・ いいえ	条例第26条
24 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等	① 指定居宅介護支援事業者及び事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、事業所の介護支援専門員に特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	はい ・ いいえ	条例第27条第1項
	② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	はい ・ いいえ	条例第27条第2項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
24 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	③ 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	はい ・ いいえ	条例第 27 条第 3 項
25 苦情処理	① 提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(以下「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。	はい ・ いいえ	条例第 28 条第 1 項
	② ①の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 28 条第 2 項
	③ ①の対応又は提供した指定居宅介護支援に関し、法第 23 条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勧告して、必要な改善を行うよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 28 条第 3 項
	④ 町からの求めがあった場合には、③の指導及び助言の内容を勧告して講じた措置を報告していますか。	はい ・ いいえ	条例第 28 条第 4 項
	⑤ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 28 条第 5 項
	⑥ 指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言を勧告して、必要な改善を行うよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 28 条第 6 項
	⑦ 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、⑥の指導又は助言の内容を勧告して講じた措置について報告していますか。	はい ・ いいえ	条例第 28 条第 7 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
26 事故発生時の対応	① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 29 条第 1 項
	② ①の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 29 条第 2 項
	③ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 29 条第 3 項
27 虐待の防止	① 虐待の発生又はその再発を防止するため、当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 29 条の 2 第 1 号
	② 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい ・ いいえ	条例第 29 条の 2 第 2 号
	③ 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	条例第 29 条の 2 第 3 号
	④ ①～③を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい ・ いいえ	条例第 29 条の 2 第 4 号
28 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分していますか。	はい ・ いいえ	条例第 30 条
29 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい ・ いいえ	条例第 31 条第 1 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
29 記録の整備	<p>② 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の一～五に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>一 条例第15条第1項第13号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>イ 居宅サービス計画</p> <p>ロ 条例第15条第1項第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ハ 条例第15条第1項第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ 条例第15条第1項第14号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>三 条例第15条第1項第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 条例第18条の規定による町への通知に係る記録</p> <p>五 条例第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>六 居宅介護サービス計画費及び利用料に関する請求及び受領の記録</p>	はい ・ いいえ	条例第31条第2項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第4 変更の届出等			
1 変更の届出等	<p>指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を町に届け出ていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業所の名称及び所在地 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 三 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) 四 事業所の平面図 五 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 六 運営規程 七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を町に届け出てください。</p> </div>	はい ・ いいえ	法第82条第1項及び第2項 施行規則第133条